

広島県告示第千百二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和三年十二月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社 高森興業

福山市高西町川尻二〇〇番地三

代表取締役 高森 義公

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二）第三七七二二二号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

令和四年一月六日から令和四年一月八日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者の役員が、法定の除外事由がないのに、平成二十九年十二月二十六日に広島県福山市において、廃棄物である木製パレットを焼却した。

このことにより、同社の役員は、福山簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金の略式命令を受け、平成三十年三月二十七日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。